

修理見積書

（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊）

※市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 1,650,000 円（消費税込）

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（国制度分）（※1） 706,000 円（消費税込）

見積金額（県制度分）（※1） 500,000 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分） 444,000 円（消費税込）

このケースでは、応急修理対象分の金額は1,650,000円だが、限度額（国制度：706,000円、県制度：500,000円）を超えることから、各制度の限度額を記載し、限度額を超える部分（444,000円）は被災者が負担する。

工事名称	金額 (消費税込)	うち国制度分（消費税込） 【限度額】		うち県制度分（消費税込） 【限度額】		備考
		全壊	半壊	全壊	半壊	
① 屋根工事（ルーフィング、瓦交換）	750,000 円	706,000 円	— 円	44,000 円	— 円	
② 仮設足場	200,000 円	— 円	— 円	200,000 円	— 円	
③ 天井工事（天板、壁紙）	150,000 円	— 円	— 円	150,000 円	— 円	
④ 窓工事（サッシ交換）	200,000 円	— 円	— 円	106,000 円	— 円	
⑤ 床工事（床下断熱、床板交換）	350,000 円	— 円	— 円	— 円	— 円	
⑥	0 円	— 円	— 円	— 円	— 円	
合計	1,650,000 円	706,000 円	— 円	500,000 円	— 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

※2 「うち国制度分」欄、「うち県制度分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「—」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

☑ 応急修理実施予定期間（工期）（※3） 30 日間

※4 日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の工事にかかる期間（工期）のみ記載すること。

見附市長 殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所	□□□県〇〇〇市〇〇〇 △-△-△
会社名	〇×〇×工務店
電話番号	***-***-****
代表者名	〇〇〇〇

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所	〇〇市〇〇 □-□-□
氏名	〇〇〇〇

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名